

令和5年度 食品の夏期一斉取締りにおける施設への立入検査結果（HP掲載）
 （令和5年6月5日～8月28日実施）

施設の区分	施設数 ^{※1}	令和5年度 立入検査実施数 （取締り期間中）	令和5年度 立入検査予定回数 ^{※4}
食品衛生法に基づく営業施設	8,442	538	-
重要監視指導対象施設	1,027	296	-
区分Ⅰ ^{※2}	26	29	年2回以上
区分Ⅱ ^{※3}	1,001	267	年1回以上

※1 令和5年8月31日現在，臨時営業および短期間営業，催事，自動車営業，自動販売機，船舶の営業施設を除く。

※2 輸出により広域の流通が考えられる製品を製造している施設，高度な衛生管理が必要な食品の製造施設，と畜場および過去5年間に行政処分を受けた施設

※3 宿泊施設，大型スーパーマーケット，大規模食品製造施設，給食施設，給食施設食品を提供している施設およびその他取扱い食品，製造規模および広域性を考慮し，必要と認めた施設

※4 令和5年度函館市食品衛生監視指導計画に基づく